

仕様明細書（番号呼び出し機整備）

1 件名

福井公共職業安定所番号呼び出し機整備

2 履行場所

福井公共職業安定所(福井県福井市開発1丁目121-1)

3 業務内容

現在、福井公共職業安定所3階に設置されている職業相談サービス第三部門を1階及び2階に移設するに当たり、番号呼び出しシステムの整備を行う。

移設後、1階は「6窓口増」、2階は「3窓口増」となるため、これに対応するための整備が必要となるが、新たに導入する機器等については、現在各階に設置されている番号カード発券機に対応したものであることとする。(現在、1階では(株)No.1製「Power Manager」、2階ではビルコン(株)製「PCM-1000」を使用している。)

4 システム機器構成及び証明

(1) 機器の数量等

ア 購入分

機器名	設置場所	台数	備考
窓口情報表示パネル (+スタンド)	2階 カウンター	2台	ビルコン(株)「PCM-1000」 に対応するもの。
窓口操作機	2階 カウンター個別窓口	3台	ビルコン(株)「PCM-1000」 に対応するもの。
窓口操作機	1階 カウンター個別窓口	6台	(株)No.1「Power Manager」 に対応するもの。

※その他仕様で示す機能を有する機器構成となるために必要となるパソコン、ケーブル、中継機等の付属機器については、必要な数量及び金額をそれぞれ含めること。

(2) 応札機器の証明等

応札する機器等が仕様内容に適合しているか事前に確認するため、システムの構成に必要なすべての機器の品名、規格、寸法、数量及びメーカー名等を記載した『仕様内容証明書』（様式任意）並びにシステム内容及び機器が確認できるカタログ等の資料を入札参加申込期限までに「支出負担行為担当官 福井労働局総務部長」あて提出し事前に了承を得ること。

その他、応札機器については、グリーン購入法に対応している製品または環境に配慮された製品で、かつ新品に限る。

5 導入機器等仕様

各窓口へのスムーズな誘導の為、以下のシステム機器構成により、来所者の利用目的別に受付番号を発券し、各窓口からの番号呼出操作に連動して、受付番号と窓口を音声及び表示機により案内を行うシステムであること。また、一つの品目で複数個納入を要するものについては、同一商品で必要個数を納入すること。

(1) 番号カード発券機 ※新規購入なし

職業相談サービス第三部門の移設に対応するため、現在使用している番号カード発券機の設定変更を行い、選択画面の業種数を、各階1業種ずつ追加する。

(2) 窓口表示パネル：2台

- ① 表示機は両面タイプで、前面には呼び出し番号(3ケタ以上)が表示され、背面には受付番号や待ち人数を表示できること。
- ② 表示部は3インチ程度で、機器寸法は W300xD50xH150mm 程度であること。
- ③ ビルコン(株)「PCM-1000」に接続できるもの。

(3) 窓口操作器(呼び出し端末)：9台

- ア 操作器は、カード発券機などの諸機器と連動させること。9台中3台は、現在2階で使用しているビルコン(株)製「PCM-1000」に接続できるもの。6台は、1階で使用している(株)No.1製「Power Manager」と連携できるものとする。
- イ タッチパネルもしくはテンキータイプによる操作方法で、表示ディスプレイ部分は待ち人数、待ち時間が表示されるものであること。
- ウ 接続方式は無線・有線のいずれも可能とする。ただし無線接続方式とする場合は、普段は盗難防止装置(ワイヤー等)で固定されていること。
- エ 順番呼出、再呼出、任意番号呼出、スキップ(保留)番号呼出、未呼出番号取り消し等の機能を有すること。
- オ 受付業務の選択は、3業種以上任意選択ができること。
- カ 操作機の大きさは、片手で持てる(W100×D175×H65mm以下)程度の小型で軽量なものとする。
- キ 電源はLANケーブル・ACアダプター等を介した給電をするタイプであること。
(バッテリーレス)

6 その他

- (1) 調達する物品は新品であること。
- (2) 機器が正常に稼動する上で必要なケーブル、中継器、部品等を含めること。
- (3) 導入時の各種設定内容(業務数、表示、印字内容等)については、担当者と打ち合わせのうえ決定すること。
- (4) システムの導入にあたり、無線通信による方式を採用する場合は、外部からの不正ア

クセス、通信内容を傍受されないことがないよう、無線アクセスポイントと通信を行う機器間とのセキュリティ対策を十分に講じること。さらに、来所者が使用する携帯端末や近隣施設等の無線設備に障害をあたえないように対策を講じること。

- (5) 有線方式採用にあたり、床面、天井及び壁面などへの配線は、来所者や職員等の妨げとならないよう、配慮すること。
- (6) システムの電源ON/OFFはホストであるカード発券機の一箇所で行い、システム稼動まで2分程度とすること。
- (7) システムの根幹となる機器（カード発券機・窓口操作機）は円滑な部品供給を可能にするため製造業者が統一されていること。
- (8) 既存の機器類を撤去した場合は、業者において適切に廃棄処分すること。また、撤去後の床面、天井及び壁面などの修復も行うこと。

7 留意事項

- (1) 設置中は、適正な養生を施し、施設及び既設機器等の保全に努めるとともに、危険、火災、盗難等の事故防止には万全の注意を払い、事故回避のため十分な安全対策を講じること。万一事故が発生した場合は、全て契約業者の負担において原状回復及び修理等を行うこと。
- (2) 納入にあたって発生した梱包材は、受注者がすべて引き取り適法に処分すること。
- (3) 設置場所の詳細については別紙のとおり。配線等具体的な設置方法等は、現場担当者の指示に従うこと。
- (4) 導入後は、機器の基本操作、設定変更方法、故障時の対応などの操作手順書等マニュアルを提供し、操作説明を十分に行うこと。
- (5) すべての業務終了後、検査職員による検査を受けること。
- (6) 本契約で知り得た事項は、守秘義務を厳守し、情報漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (7) 本仕様書に定めない事項で疑義が生じた場合は、担当者と協議して決定すること。

8 保守対応

- (1) 保守及び修理体制が確立しており、故障時の対応とし、コールセンター等にて初期対応ができる体制があり、オンサイト保守であること。
- (2) 障害の復旧には原則一次対応業者にてすべて復旧が完結できる体制が整備されていること。また、福井県内にメーカー保守拠点を有していることとする。
- (3) 納入物品に関し、物品引き渡しの日から1年以内に発見された瑕疵にかかる修理または、取替の諸費用はすべて契約業者が負担すること。
- (4) 納入後1年以内に使用者の責めに帰すべき理由がある場合を除き機器等に不具合が生じた場合は、原因を調査するとともに無償で修理または交換を行うこと。
- (5) 軽微なシステムの設定変更については、納入後1年間は無償対応すること。

9 仕様に関する問い合わせ先

福井労働局 総務部総務課 会計第一係 山本

福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎14階
T E L : 0 7 7 6 - 2 2 - 2 6 5 5 (内線 5033)
M a i l : yamamoto-akihiro.6v6@mhlw.go.jp